

■ 働き方改革関連法案棚上げ 臨時国会冒頭解散 ■

9月28日、第194臨時国会が召集された。ところが臨時国会で審議は全く行われず冒頭に、安倍首相は衆院解散に踏み切った。そして衆院選が10月22日投開票されることになった。

このため厚労省は臨時国会で残業時間の上限規制と専門職を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」を一本化した「働き方改革」関連法案や受動喫煙対策など、生活に直結した重要法案を提出、審議される予定だったが、一度も議論されることなく解散で先送りとなった。

国会でのしっかりした議論が期待されていたが法案の早期成立はかなり難しくなった。

「健康増進法改正案」（受動喫煙対策を店舗などに義務付ける法案）もお蔵入りとなり、19年秋のW杯ラグビー開催前施行を目標にしていた店舗等の準備が間に合うか微妙となった。その他、IR実施法案や他省庁でも、成人年齢に関する民法改正案など、早期成立の審議が期待されていた法案のスケジュール等にも影響を与えている。

政府の法案にかかわらず、既に独自の「働き方改革」への取り組みが進んでいる先行企業例も多数紹介されている。企業ビジョン、企業理念を掲げ、新制度を導入、その仕組みを充実・定着させ、労働生産性の向上のための残業の解消対策、長時間労働の是正のための経営トップの強い決意のスケジュールを組んだ施策を打ち出しているところも多数ある。

WLB(ワークライフバランス)、テレワーク、ダイバーシテイ(多様性、多様な働き方の推進)、スマートワーク、朝型勤務、選択型人事制度の設計(個人のライフステージに合わせた働き方の提供)、優秀な人材の確保、採用・教育コストの削減、企業目的達成への貢献、社会の要請からがん治療など復職支援制度の確立など、個人の状況に合わせて働き方の実現につながっている。

各社の共通点は課題の設定と実現のための労使共々の利益のための改革への取り組みである。



柿食えば鐘が鳴るなり法隆寺 / 正岡子規